

令和元年8月議会臨時会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

令和元年8月1日 開会

令和元年8月1日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

令和元年8月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和元年8月1日（木）午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 仮議席の指定

日程第 3 議長の選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 会期の決定

日程第 6 会議録署名議員の指名

日程第 7 議会運営委員会委員の選任

追加日程 報告 広域最終処分場計画地の不法投棄ごみの処理について

日程第 8 議案の上程

報告第1号 平成30年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物  
処理事業特別会計予算継続費繰越しについて

議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数  
の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正  
する規約の制定に関する協議について

日程第 9 提案理由の説明

日程第 10 議案の補足説明及び議案質疑

日程第 11 討論、採決

日程第 12 閉 会

---

出席議員（9名）

1番	岩井文男君	2番	鎌倉金君
3番	石上允康君	4番	向後悦世君
5番	佐久間茂樹君	6番	島田和雄君
7番	山崎等君	8番	荻谷進一君
9番	浅野勝義君		

---

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

管理者	明智忠直君
副管理者	太田安規君
副管理者	越川信一君
事務局長	樋口恒一君
施設整備課長	宮内雄治君
施設整備課主査	西ノ宮正人君
施設整備課主査	黒柳智義君

---

事務局出席者

書記	齊藤孝一
書記	鈴木康茂

---

○事務局長（樋口恒一君） ご苦労様です。事務局長の樋口と申します。よろしくお願いいたします。

会議の前に、配付資料の確認等をさせていただきます。

本日の「議事日程」、「報告第1号及び議案第1号」を事前に配付させていただきましたが、ございますでしょうか。

また、本日、席次表、正副管理者及び説明補助者一覧表を各議席に配付させていただきましたが、ございますでしょうか。

次に、新しく、組合議員となられました方がいらっしゃいますので、事務局職員を紹介いたします。

はじめに、齋藤総務課長でございます。宮内施設整備課長でございます。総務課鈴木主査でございます。施設整備課、西ノ宮主査でございます。同じく施設整備課、黒柳主査でございます。以上、よろしくお願いいたします。

現在、当組合議会におきましては、議長が不在となっておりますので、新たな議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条の規定によりまして、副議長が議長の職務を行うこととなっております。

それでは、山崎副議長お願いいたします。

---

### 日程第1 開 会 （午後2時00分）

○副議長（山崎 等君） ただいま、ご紹介をいただきました、副議長の山崎でございます。

議長が選出されるまでの間、議長職を務めさせていただきます。ご協力の程、よろしくお願いいたしますと思います。会議に先立ちまして、銚子市議会議員選挙に伴い、銚子市選出議員の改選がありましたので、当組合議員に選出された議員をご紹介いたします。

銚子市選出の岩井文男議員。

- 議員（岩井文男君） 岩井です。よろしくお願いします。
- 副議長（山崎 等君） 同じく銚子市選出の鎌倉金議員。
- 議員（鎌倉 金君） 鎌倉です。よろしくお願いします。
- 副議長（山崎 等君） 同じく銚子市選出の石上允康議員。
- 議員（石上允康君） 石上です。よろしくお願いします。
- 副議長（山崎 等君） それでは、ただいまから、令和元年8月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員は、9名でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
- なお、説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。

---

## 日程第2 仮議席の指定

- 副議長（山崎 等君） 日程第2、仮議席の指定を行います。仮議席の指定に伴いまして匝瑳市議会会議規則第4条第2項の規定を準用し、仮議席は、ただいまご着席のとおり指定いたします。

---

## 日程第3 議長の選挙

- 副議長（山崎 等君） 日程第3、議長の選挙を行います。お諮りいたします。
- 議長の選挙の方法について、ご意見等がありましたら、お願いいたします。
- 向後議員。
- 4番（向後悦世君） これまでの慣例により、指名推選がよろしいかと思えます。
- 副議長（山崎 等君） ただいま指名推選のご意見がありました。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副議長（山崎 等君） ご異議なしと認めます。従って選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、本職が指名することにしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山崎 等君) ご異議なしと認めます。よって、本職が指名することに決しました。東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に、銚子市選出の岩井文男議員を指名します。お諮りいたします。ただいま本職が指名しました岩井文男議員を東総地区広域市町村圏事務組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山崎 等君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、岩井文男議員が東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました岩井文男議員が議場におられますので、匝瑳市議会会議規則第32条第2項の規定を準用し、本職から当選の告知をいたします。

岩井文男議員が、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました。告知を終わります。ここで、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました、岩井文男議員から当選受諾のご挨拶をお願いいたします。

岩井議員。

○1番(岩井文男君) ただ今、当選させていただきました銚子市議会の岩井でございます。私も13年前、19年に一回この議場の議長にさせていただきました、丁度この問題で、広域で取り組んできた一つの課題があった訳ですけど残念ながら頓挫してしまったという実例がございます。そしてまた今回、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に選出された訳ですけど大変皆様方3市の中で様々な議論を通じながら一つの方向性を見出してこの議会で様々な角度から議論をしてきたという経過でございます。そしてまた最後の詰めに来たのかなという実感をする訳でありまして、最後の詰めの段階で議会としては大いに活発なる議論をして、そして一方向性を見出して3市が良い方向性で合意できるような、そういう議会運営をしていきたいなど、こういうように思っていますので、どうか議員の皆様方にはご支援とご指導をよろしく願い申し上げまして受諾のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長(山崎 等君) 議長当選受諾のご挨拶が終わりました。これをもって、私の

職務は終了しました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。

ありがとうございました。

ここで、議長職を交代いたします。暫時休憩いたします。

午後2時06分 休 憩

---

午後2時07分 再 開

- 議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議長職を務めさせていただきます。円滑な議事運営ができますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。
- それでは、会議を再開いたします。
- 

#### 日程第4 議席の指定

- 議長（岩井文男君） 日程第4、議席の指定を行います。匝瑳市議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。ただいま、ご着席の仮議席を、本議席と指定いたします。
- 

#### 日程第5 会期の決定

- 議長（岩井文男君） 日程第5、会期の決定であります。本日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（岩井文男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井文男君） 荻谷議員。

- 8番（荻谷進一君） 本日限りということについてはよろしいんですが、今回、事務局より案として出ております日程内容につきまして、ちょっと確認させていただいた

と思います。

現在、最終処分場の事業が進んでいるのは良い訳でございますが、最終処分場におきまして不法投棄ごみが出た件につきまして本会議の日程に無く、報告とか今後の内容について日程に無く、全員協議会でやるということは如何なものかなど。なぜかと言いますと、もう既に費用が発生していることを議会の運営の許可もなく、全員協議会のみで論議をするのは、本来の東総広域議会のやり方に反するものであります。日程の中にきちっと最終処分場の不法投棄ごみについての説明とその内容と今後の対応についてを議題に加えていただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 暫時休憩いたします。

午後2時09分 休憩

---

午後2時11分 再開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 荻谷議員の提案についてお答えいたします。今回のごみ処理の関係の説明、報告につきましては、実際にごみ処理の方を行っておりますが予算につきましては今後ごみ処理をするにあたって、これから発生する予算になりますので今回につきましては、議題として取り上げるのということではなくて、全協の方で報告という形にさせていただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 局長、そういうことをおっしゃいますけども、新聞報道されたことに対して報告も無く、勝手に施設整備課が動いているんなことをやって議会議員が知ったのは後でそれを全協でやれということですか。予算書にも載っていない。見積も無く払わなくて良いということですか。業者に払わなくて良いということですか。



資料にこれだけ予算経緯が出ちゃっているんですよ。そういうことを議会でやらないで全協でやってお茶を濁そうということは絶対だめですよ。事件になっているんですよ。事件でないんですかこれ。法的措置取らないんですかこれ。これで鵜呑みにして終わりですか。局長答えて下さいよ。そこまで言うんでしたら答えて下さいよ。来たばかりで判らないんですよそれ。もしかしたら法的措置に入らなければならない部分もあるという、色々な問題を加味しているのに、それをちゃんと議題にしないで物事を進めて全員協議会でやって、じゃあ予算がこの位掛かりますからこれで了解して下さいというような面持ちになっては、はっきり言って議会の意味は何ですか。議会というのは、東総広域におけるごみ処理事業におけるチェック機能じゃないですか。違いますか。答えて下さい。

○議長（岩井文男君） 暫時休憩いたします。

午後2時13分 休憩

---

午後2時22分 再開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、不法投棄ごみの処理に関しまして、今の日程の第8の前に報告という形でごみ処理の内容について説明させていただきます。

---

## 日程第6 会議録署名議員の指名

○議長（岩井文男君） 日程第6、「会議録署名議員の指名」を行います。

2番鎌倉金議員、9番浅野勝義議員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

## 日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（岩井文男君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任について、議題といたします。

銚子市選出議員の改選がありましたので議会運営委員会委員を選任いたします。

議会運営委員会条例第4条第1項の規定により、議長の指名になっておりますので、2番鎌倉金議員、3番石上允康議員、の両名を指名いたします。

なお、議会運営委員会の正副委員長については、選出しておりませんので、選出につきましては、議会運営委員会でお取り計らいをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

---

午後2時49分 再開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会にお願いしました正副委員長の選任にあたり、その結果について、議長宛に報告がありました。

事務局より報告させます。

○書記（齊藤孝一君） それでは、議会運営委員会正副委員長の選任結果についてご報告いたします。委員長に向後悦世議員、副委員長に石上允康議員、以上でございます。

○議長（岩井文男君） 以上、事務局の報告したとおりであります。議会運営委員会の運営についてよろしくをお願いいたします。

以上で、議会運営委員会委員の選出が終わりました。

---

追加日程 報告 広域最終処分場計画地の不法投棄ごみの処理について

○議長（岩井文男君） 追加日程、広域最終処分場計画地の不法投棄ごみの処理について報告をしていただきたいと思います。

樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、広域最終処分場計画地の不法投棄ごみの処理について報告させていただきます。資料の方なんです、全員協議会用としてお配りしてあります資料をご覧くださいまして、資料番号が1番から4番までついておりますが、A4、1枚の資料2をご覧くださいければと思います。全員協議会用の資料の下から4枚目か5枚目のところにあります右肩に資料2という物がございますがよろしいでしょうか。

それでは、広域最終処分場計画地の不法投棄ごみの処理について説明させていただきます。

まず先程ありましたとおり、広域最終処分場計画地の不法投棄ごみの件につきましては、組合議員の皆様への報告が遅くなってしまったことについて、お詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

組合議員の皆様方に対する説明なんです、不法投棄ごみの件について3月26日に組合議会全員協議会の開催を予定しまして会議の開催通知をお送りさせていただいたところだったんですが都合により中止することになりました。そのため、銚子市と旭市の組合議員の皆様には個別に説明の機会をいただきましてこれまでの経過や処理方針について説明させていただいておりました。その後、4月の中旬になりまして3市の組合議員の皆様にお送りさせていただいた資料に記載させていただいた不法投棄ごみの処理方法に基づいて処理を実施させていただきました。

この不法投棄ごみの処理方法につきましては、環境担当課長会議で協議していただいた結果を踏まえまして最終的に首長会で決定いたしました。

それでは、資料2をご覧くださいければと思います。本日は、その後の経過について説明いたします。

まず、1の処理経過について説明します。がれき類については、銚子市にご協力を

いただきまして銚子市の最終処分場に埋立処分させていただきました。がれき類の量につきましては、約860立方メートルで、4月15日から23日にかけて運搬しました。

次に農業用ビニールにつきましては、現在、旭市岩井の市有地の方に、旭市にご協力をいただきまして運搬して仮置きさせていただいております。最終的には、広域ごみ処理施設稼働後に焼却処理する予定です。農業用ビニールの量につきましては、フレコンバック460袋で、5月24日から6月6日に運搬を行いました。

続きまして2の費用について説明いたします。不法投棄ごみの処理に係る費用としては、当初、こちらの民間の廃棄物業者に委託して処理する予定として考えていた時につきましては、約8,000万円ほどの処理費用が見込まれておりましたが、何度か担当課長会議、それから首長会議等、開きましてご協力いただいた結果、次のような費用になりました。まず、不法投棄ごみの処理に係る費用としましては、①番のフレコンバック詰め作業、その費用が約630万円、②の旭市の仮置き場から広域ごみ処理施設までの運搬費が約200万円、③の銚子市の最終処分物の旭市最終処分場への運搬費約100万円の合計930万円が見込まれております。①のフレコンバックの詰め替え作業費につきましては、令和2年度の建設工事費の支払いの際に、工事全体の中で当初設計から仕様変更したことによる工事費の増減額と併せて精算する予定でございます。次に③の銚子市の最終処分物の旭市最終処分場への運搬費につきましては、今回のがれき類を受け入れたことによりまして、銚子市の最終処分場が埋立終了時期よりも早く満杯になった場合につきましては必要となる費用でございます。

これらの費用が必要となる実施時期については、②の旭市の仮置き場から広域ごみ処理施設までの運搬費につきましては、令和3年度の当初予算に計上する予定でございます。③の銚子市の最終処分物の旭市最終処分場への運搬費については、令和2年度の当初予算に計上する予定でございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。説明については、以上で終わります。

○議長（岩井文男君） 事務局の報告の説明が終わりました。議案質疑を許します。

質疑ございますか。

荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） 局長、来たばかりで何も判っていないのに言うのは申し訳ないんだけど、こういう報告する場合は、いつ、いかん、何時、何分、どの場所において、どういう物が発見され、誰が発見して、その後どういう報告をして、どういう対応に至った、という経緯が何もないんですよね。来たばかりで判ってないと思うんだけど。普通だいたい、何月何日どこで、国土開発の下請け業者が掘削中にごみが発掘され、掘れども掘れどもごみが出てきて、こういうことになったというような報告が無いんだよね。全協がどうのこうのと言ったけど、全協といたって全協でやれるようなことではないですよ、緊急事態が起きた訳だから。当初8,000万も掛かると言っていた問題なんだからきちっとそれを良く説明してもらわなければ、後でまずいので、いつ、いかん、何時、何分、どういう形でどうなったということをその後管理者、副管理者にどういう報告をしたのか、というのがちゃんと明らかになっていないよね。そこをまずきちっと報告してもらいたいのと2点目は、フレコンバックの詰め替え作業、もう終わっていて約630万、終わっているのに何で約なんですか。意味が判らない。終わっていることに対して約ということはあり得ません。それから旭市の仮置き場から広域ごみ処理施設までの運搬費というのは、言っている意味は大体判るんですけども、その200万の次に銚子市の最終処分物の埋立地に860立方メートルを埋めたとありますが、その後銚子市の最終処分場の閉鎖が伴った場合は、銚子市の最終処分物を旭市最終処分場へ持って来る運搬費というのが、意味が判らない。行ったり来たりになっているよね。局長、読んでいて意味判っているの、これ。局長も判っていないと思うよこの意味、申し訳ないけど。その行ったり来たりの意味が判らない。きちっとそれを明確にして下さい。それから初動における報告がどういうことになったかということをしつちりと言ってもらわないと。精算という言葉が書いてあるけど、どういう形で精算するかという案はですね、結局議会でちゃんと論議して報告してもらって、その上で内容を確認し、その後議論して、それで最終調整を全協でやって、

それで本会議で可決するという形をもって行かないと、議長まずいと思いますよね。そういうものが全然出来ていない。その点どう考えるのかお答えいただきたい。それから焼却場が稼働したら今仮置きしてあるものを焼却するというのは、誠にそれでよろしいかと思いますが、結局ですね地権者に対する対応は、局長、何も方法が無いよね。元地主に対してどういう対応をとってどういうふうにやろうかという報告が無いじゃないですか。全協の資料の中にこんなこと何にも書いてないんだよ。誰がどう担当しているか判らないけど。知らない間に今度、施設整備課長が代わったけど別にその報告もなく、そのままずっと話としては来ている訳ですけど。最終的なところの、今の初動の部分を明確にしていきたいのと地権者に対する追及、それから農業用のビニールということは、ビニールハウス等に使ったもので、ということは、申し訳ないけど犯人は銚子の農業者だよ、はっきりいって。銚子市の農業者、近所だ、なんだ、うちらの方でも昔ありましたけど、それ判っていたんじゃないの、銚子市は元々。それをこんな所を推薦しておいて、こんなことになって責任は皆で分担しましょうなんっていう理屈は、合わないよ。その辺答えて下さい。

○議長（岩井文男君） 暫時休憩いたします。

午後3時03分 休憩

---

午後3時09分 再開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮内施設整備課長

○施設整備課長（宮内雄治君） 荻谷議員のご質問についてお答えします。今お配りしました資料につきましては、4月18日に発送させていただいたんですけども、不法投棄ごみの処理の方針について担当課長会議を踏まえまして、首長会で決定させていただいた内容を含めまして、この様に処理をさせていただきたいということで郵送させ

ていただいた資料になります。2枚目の方をご覧いただきたいと思います。右上に別紙1と書いてあると思いますけど、その1番、これまでの経過ということで不法投棄ごみとして、農業用ビニールとがれき類が見つかったから正副管理者への報告であったりですとか、環境担当課長会議であったり、または千葉県への報告であったりと、その経過をまとめたものになっております。

あとのご質問の方で地権者への対応ということで、この資料の1枚目の4番のところ、売り主への損害賠償請求などについてということで書かせていただいておりますけども、売り主への損害賠償請求等の法的な対応については、これを発送した時なんですけど弁護士に相談しているところで、具体的な方針等については今後正副管理者で協議する予定です、ということで弁護士への相談は終わっております、この間、正副管理者にご協議をいただいているところで、最終的な方針は、決定していない状況でございます。

質問の中で処理費用が約630万円ということで、なぜ金額が具体的ではないかということだと思っておりますけども、こちらの方は、参考見積ということで事業者の方から出していただいた見積額で正式な契約行為とかそういう事をしておりませんので、この後説明がございましたとおり、工事費の精算する際にですね金額の中身を確認しまして最終的にいくらになるかということだと思っておりますが、金額を決定したいというふうに考えております。

銚子市の処分物を旭市の最終処分場に搬送する件ですが、銚子市の処分場が計画上、令和2年度の3月にほぼ一杯になる。銚子の埋立物を今までの平均の埋立量を埋立処分して行くと銚子の処分場が令和2年度末で丁度一杯になる中で、今回がれき類を受けていただきましたので、がれき類の分だけ溢れてしまう可能性があるということで銚子の処分場が予定どおり埋立量に達した場合には、その溢れる分については、旭市の最終処分場で受けていただくということで、今回、銚子市にがれき類を受けていただきました。そのため銚子の最終処分場から旭市の最終処分場までの運搬費については、組合の方で負担するというので、この様な、約100万円ということなんです

けども、その分を組合の負担する費用ということで見込んでおります。

先程もお話しました精算の件ですが、最終処分場の建設工事については、今現在すでに当初の設計に対して設計内容が見直しされたことで、事業自体が一部減額になっている部分があります。

(発言する者あり)

先程の630万円の精算の仕方の話で630万円というフレコンバッグに掛かった費用につきましても、その中で精算させていただくということで事業者と協議をしているところです。以上です

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 新施設整備課長さんにお聞きしますけど、初動の場合の報告で議員に一番最初に報告したのはいつですか。まず、それをお答え下さい。

管理者に報告して議員には報告しないでそのまま独断の行動をしていませんでしたか。2点目。独断の行動の件ですが、管理者に報告した後にあなた自身が各市の環境課とかに、そちらの最終処分場に入るとこないかとか、そういう行動を取らなかったかどうか。明確にお答え下さい。勝手にやったということですよ。言い逃れしないで正直に言いなさいよ。議会にも諮らないで勝手に各市の担当課とそういう処分について先行して進めて、そんなあなたにどんな権限があるのか。やっているのは明白だ。管理者に報告したからと言って何でそういうことを言うんだ。そんな権限どこにあるんだ。議員にも報告しないで、そのうち各市担当課に電話して、最初に尻拭いの話ばかり、あなた言ったよな。やっていないとは言わせないから。担当課から全部聴取してある。そんな権限がどこにあるんだ。誰が言ったんだ。言ったのが、管理者が言ったのか、副管理者が言ったのかそれも明確に答えて下さい。議員にも言ってないうちに、どんどんそういう勝手なことをあなたはやっているんだ。そこを明確に答えてもらいたい。

それで減額になるからといって、先程、全部自分でしゃべったけども、少なくなるからといって良いという問題じゃないんですよ。こういう問題が出た時に明確に議員



に報告するのが第2の義務でしょ。違いますか、執行部として。管理者、副管理者に報告したら、そこから次に議員にすぐ報告すべきでしょ。それを報告しましたか。お答え下さい。施設整備課としてしたんですか。その時は、全部施設整備課が仕切っていた訳だよ。それからさっき、その費用につきましては、郵送で送りましたって。郵送で送ったからって議員が了解したということか。そんな勝手な話があるのか。違うでしょ。予算に関わることは、減額になろうが、大きくなろうが、少なくなろうが、追加になったら、議会に諮るべきでしょ、違いますか。最後に精算すべきですという言葉は言っていますが、そうじゃないでしょ。私だって一般企業の仕事をやっていて最終的にお金を決めるときは、いくら見積だって、見積の最終的な調整じゃなくって、これはこれ、これはこれと決めてかからないとしようがないでしょ。それを約、約、約。時間がたったら約の話がなくなっちゃうよね。だれがこれ約って書いて決めたの。

先程の文書もらったと言うけど、じゃ先程言ったとおり犯人探し、したの。これさっき言ったとおりに農業用ビニールだよ、農協ないし商社から出ているものだよ。正確に言えば犯人探しすれば、それに近いものが出ますよ。地権者農家行ってなかったの。自分のとこのごみを埋めてあったんじゃないの。その辺をちゃんと確認したの。私は、そうだと思いますよ。どう考えたって、一つはね、昔、議長さん言っていたとおり産廃銀座と、この間おっしゃっていました。最終処分場の起工式のご挨拶の中で。その中でも把握できないで勝手に埋められたものがあるわけですよ。その一部だと思うんですよ。あれは、完全に解体ごみですよ。がれきではないよ、はっきり言って。そんなただで済むような問題じゃないんだよ、これ。それをやりっぱなしにしておいて、自分らは、火消しに走って、ちゃんとオープンにして議会に知らせて、公にしてきちっと対応すれば良いものを新聞に書かれた後にそれでもまだ報告がない。それでのりくらりやって、管理者が言っているからといって全部それで決める。管理者が責任とれるのか、副管理者も全部、そんな問題じゃないでしょうよ。

その具体的なところの負担割については、負担割合が決まっていない。具体的なこ

とは言っていないけども、この費用に対しては、負担割合に乗じて精算するんだか、  
どういう形にするんだか、細かい精算方式を何も言っていないんじゃないですか。今  
だまだ負担割合が決まっていらないだよ。そういう状態の中でこういうことを精算す  
る予定ですということまで断言しちゃっている。この間、うちの議会の冒頭でうちの  
市長である副管理者と話したとおりにまだ決定してはいないと。ただ一応、首長会議で  
は方針としてその方向で行こうかということで改めて聞きましたよ。それは、それで  
良いと思うんですよ。だけどその先において、こういう問題事項があった場合、一つ  
は、処理費用をどういうふうな分担割にするのか。それから銚子市の最終処分場が満  
タンになったら、そのオーバーフロー分を旭市さんに受けていただくということでは  
けど、申し訳ない話ですけど法的に問題がないのかという問題があるわけですけど、  
はっきり言って。基本は、旭市から出た物に対して埋めるというのが最終処分場の旭  
市の現在の在り方であって、それを入れる場合に法的に問題がないかということまで  
確認しているか。私は、旭市さんに申し訳ないけど迷惑を掛ける以上は、そういうこ  
とで、後で問題になることは起こしたくない、ということもあるわけですよ。ともか  
く、あなたの個人の単独行動に対しては非常に問題があって、職員として越権行為で  
す。その件を明確にした上で、全部答えて下さい。

○議長（岩井文男君） 宮内施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず、組合議会の皆様にご報告が遅れたことにつつま  
しては、改めてお詫び申し上げます。

（発言する者あり）

正副管理者と協議をさせていただきまして、それはこの予定のとおりなんですけど  
も、組合議会の皆様にご報告させていただいたのは、銚子市と旭市の組合議員さんの  
方には3月26日に説明をさせていただきました。匝瑳市の議員さんにつきましては、  
日時調整が出来ないということで、先程言ったとおり4月18日に文書をお送りさせ  
ていただきました。

この処理の方法をどの様に進めてきたということですけども、正副管理者にまず報

告した上で、その際に環境担当課と協議して進める様にという指示を受けまして環境担当課との協議を経てこの様に処理を進めております。

不法投棄ごみの犯人探しということですが、千葉県の方にこの報告をした際にやはり同様に不法投棄をした人が判る様なごみがないかどうか、それを確認した上で処分するようと言われておりまして、現物について投棄者を特定できるような物がないか確認しながら処分の方は進めましたが、特定できるような物がなかったという状況でございます。

処理費用の負担割合については、改めて環境担当課長会議でも議論はしておりませんが、今現在の負担割合を前提にするのではないかと考えております。以上です。

(発言する者あり)

○議長（岩井文男君） 宮内施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 旭市の最終処分場に持って行くことについての法的な問題は無いのかということですが、一般廃棄物を自区域以外に持って行く場合には、発生する自治体から受け入れていただく自治体の方に事前に通知をする。許可ではないんですが、それを了解していただいて受けていただくというのが法律上、決められておりますので、そういう措置を銚子市の方から旭市の方に出していただくことになるかと思っております。以上です。

(発言する者あり)

○議長（岩井文男君） 宮内施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） この処理方法を決めたというのは、先程、正副管理者の協議の後に環境担当課長会議を開催するよという話の中で、事務局で環境担当課と協議しながら進めてきたものでして独断で進めてきた訳ではございません。

(発言する者あり)

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 質問の内容が判っていないので改めて言います。答弁漏れの確認をしたいので。宮内さんが勝手に動いたろうと、さっき私言いましたよね。あな

た勝手に各課に、旭市さんはどうか判らないけど、例えば匝瑳市の担当課に電話してそっちの最終処分場に入れられませんとか、単独で越権行為したんじゃないかと言っているんですよ。ちゃんと認めなさいよ。判っているんだからね。これいいか、議会に答えなかったら偽証罪になるからな。いい加減なこと言うなよ。首ひねることないよ。いい加減なこと勝手にやるんじゃないよ。あなたはやっているんだから。そこを明確にしたいんだから、私は言っているんだよ。それを言わないで進めるなんてとんでもない話だよ。

○議長（岩井文男君） 宮内施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） ただ今の質問に対してですけど、ごみ処理費用を先程局長から説明があったとおり、当初の民間事業者に処分をお願いした場合には、8,000万円以上掛かるという事がありましたので、その費用を何とか下げられないかという方法を考える中で各市の処分場に入れる方法も一つですので、それを確認するために各市に問い合わせをさせていただきましたので、私が勝手にやったのではなく、この事業を進めるために考えた一つの方法ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 私の考え方じゃないということは、じゃあ誰の指示でやったんだよ。管理者がそんなこと指示する訳ないでしょうよ。勝手にあなたがやったんでしょうよ。あなたから電話があったと知っているんだよ、みんな、直接。議員にもまだ報告しないで、管理者は知っていたかも知れないが、その時点でこっちは下請けの孫請けの業者から話を聞いていて知っている訳だ、はっきり言って。いつ報告があるのかと。結局最後の孫請けをやっているのは、地元の業者がやっている訳ですよ。そんな話は直ぐ出ますよ。私、勝手に決めていませんと言ったけど、誰の指示でやったの、その指示した人間が問題だ。その人言いなさいよ。そんなこと言うんだったら。明智管理者とは関係ないよ、はっきり言って。自分で単独でやっているのは判っているんだよ、こっちは。そんなことをうちの市の担当に言っていること自体無礼千万だよ。

なに首ひねっているんだよ、無礼でしょうが。うちの匝瑳市がなんかごみ埋めたのか、完全に銚子市の農業者じゃないかよ、ごみ埋めているのは。旭市と匝瑳市の農家があっち持って行って埋めるか、それを出すか、はっきり言って。特定できませんって、じゃあどういう調査したんだ。それを答えなさい。ビニールだってメーカーが皆入っているんだ、端っこに。知らないと思ったら大間違いだよ、私だってニンニクを作っているからそれぐらい知っているよ。大体番号が入っているんだから判らなくないんだよ、はっきり言って。ほとんどあそこ農家でしょう。農家の人やっているんだから農家の人犯人に決まっているじゃないか。それで特定できませんって。じゃあ何ですか地主さんが農家やっているんですか。それを答えてくれと言ったけど、答えていないよね。それも答弁漏れだよ。あなたには、そういう勝手にやる行動権はなにもないんだよ。それで原因がつまびらかにされていない。議員にも報告していない段階で、あなたの勝手な判断、じゃあ鴨作さんの判断なのか、それは越権行為だよ、はっきり言って。そんなこと他市の担当課に連絡すること自体おかしいんだ、はっきり言って。まずは管理者に報告があつて。

なに言っているんだよ、なに言っているんだよ、言ってみろ、そこでぐずぐず言っていないでよ。ごちゃごちゃ言うなって言っているんだ、人の発言中に。言う必要があるのか発言中に、議会のルール守れよ。俺が発言しているんだ、ごちゃごちゃ言うなよ、ここで。隣に相打ちするとか、そんなことやるんじゃないよ、はっきり言って。

自分がやったことじゃない、全市の為だとか言ったって、結局まずいから早く何とか考えなければしょうがない。それが先走っているでしょうが。報告があつてそれからどうしましょうかと論議をして物事やるのなら良いんですよ。それを勝手にあんたらが、うちの匝瑳市の担当課長にお伺い立てて、そんなことやるのはおかしいって。いい迷惑だようちの職員は、はっきり言って。なんでこういう溝を作る訳、あなたは。うちの職員はかわいそうだよ、それでなくても負担割合の件で協議して頑張っている訳だから。こんなこと言って来ましたよって話は漏れるんだから。あんたの味方じゃないよ、匝瑳市の職員は、はっきり言って。判っていないよそこが全然。

議長これで終わりにしますが、はっきり言って越権行為している訳ですよ。ちゃんと認めるならともかく、ごまかすんだったら、偽証で私は訴えますよ、はっきり言って。認めるなら、暫時休憩でもして認めさせてくださいよ。じゃなかったらおかしな問題になっちゃうよ。議長、本当に。

ここが今回の話の出だしなんですよ。以上です。

○議長（岩井文男君） 宮内施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 今回の各市の処分場に入れるということを考えたのは、施設整備課の中で協議をして、担当は私ですので私が中心で考えております。ただ、この案を出さないことには事業が進みませんので、何とか処理するための案として考えたもので勝手に動いたとか、独断で動いたというふうには思っておりません。

先程のビニールの件ですけども、目視で調査しただけで分析とか細かい調査ということではございません。

あと、地主ですけども農家ではないということです。

（発言する者あり）

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 施設整備課の職員から報告がありまして正副管理者で2回位この問題について話し合いました。予定どおりの工期で終わらせるため、そしてまた処分の費用を最小限度に、3市で負担になるかもしれませんが負担が無いような最善策を見つけてくれと、そういうことにはやはり担当の環境課と良く相談しながら施設整備課で善後策を取ってくれというようなことは、私の方から正副管理者の意見の中で言ったような気がいたしますので、それで動いたとそのように思っているところでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑ございませんか。

浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 何点かお尋ね致します。まず基本的な面からお尋ねしますが、今回の不法投棄ごみ、これは常識に考えた場合にですね、これは銚子市の最終処分場

建設の以前の問題であって、まともに銚子市の責任で処理すべきだと思うんですね。それを何かいつの間にか組合で負担しようと、先程、荻谷議員の質問の中にもありましたけども、宮内課長の答弁もありましたけれども、各市の処分場に受け入れられないのか。これ銚子市の責任をなんで各市にすり寄せるのですか。この経費を何で組合に持たせようとするんですか。これどう常識に考えても、そういう方向に持っていこうとは、ちょっと自分自身も納得いかないんですね。

常識的に考えてくださいよ。まして最終処分場の進入路ですね、建設以前に我々も視察して帰りましたが極めて細い道路でありまして、農地のど真ん中にある道路で必ず農家の方々は作業していますよね。どんなものがどのように運ばれているか見て人はたくさんいると思いますよ。いずれにしても不法投棄ごみの処理に係る費用ということで載っていますけど、建設以前の問題であるから組合には関係ないんですよ。ですから施設整備課の職員の皆さんは、ほとんど銚子ですから、銚子の費用を減じるためにという事を念頭に置いて当てにされているなと思いが十分している訳ですけど。恐らくやろうとしてやったら犯罪ですよ。犯罪の後始末を旭も匝瑳も手伝ってくれと言っていることなんですよ。こんなの常識で通りますかね。建設以前の問題です。銚子市で負担して処理するのが当たり前です。何で管理者、副管理者がその考えに至らないのか非常に残念です。まだ負担割合が決まっていませんよね。管理運営に関する負担割合がね。まずこちらを先に決めてくださいよ。この中において今回出たがれきやなんかの処分についてですね、これは銚子市のごみとして銚子市のごみの処理料として負担するという形にしてもらわないと。これ銚子市さんみっともなくありません。千葉県で2番目に、千葉市の次に市政をしいた市がですよ、自分の家の後始末を旭市さん匝瑳さん助けてくれと、みっともなくありません。まず、自分の家のごみは自分で片づけてよ。それから建設でしょうよ。あそこに匝瑳市、旭市が行ってごみを捨てている訳じゃないんですよ。管理から監視を含めてですね、すべて銚子市の責任でしょうよ。銚子市の議員さんそう思いません。そういう何か自分の始末を皆で。助けてくれと言うなら助けてくれと言ったらどうですか、土下座して。そこら辺

ちょっとみっともなくないませんか、銚子市さん。いずれにしてもこの不法投棄のごみの処理に関しては、あたかも決定したような文面になっていますけども、まだ負担割合も決まっていない状態の中です、これをどのような形にするのかと。これは施設整備課の成すべき仕事じゃないと思います。銚子市のごみは、銚子市で始末して下さいよ。それでゼロからのスタートでしょ、基本的に。恥ずかしいと思わないのですかね、銚子市の市長はじめ議員の皆さん。こういうような案を施設整備課が作ったとしたら、恥ずかしくて自分だったら首を吊っちゃうね。残念だね。こういう考えしか至らないのかね。そういう市の管理不行き届き、含めて銚子市の全責任ですよ。それを組合で負担するという事になったら、負担割合についてですね、匝瑳市はこれ以上増えることになったら自分個人的には、議会を上げて予算には反対させてもらう形しかないものですから、うちの市長は、責任感の強い人だから必ずそのようにやってくれると思いますよ。まず、自分の責任は自分で持つ、当然です。あたかも決定したかのような、このような文書を、これを受け入れろと言う方が到底無理だと思います。もっとプライドを持って、議長にしても議員さんにしてもプライドを持って、自分の責任は自分で処理する位のことがあって当然だと思いますよね。基本的にその辺が何かおかしい点で、もしそれが無理ならば銚子市全員でもって各市の皆さんに土下座したらどうですか、助けて下さいと。威張ってやる問題じゃないよ、これ。管理者も副管理者もそのように考えるのが当然だと思いますよね。すべて市民の血税ですから負担は。管理者が決められる問題じゃないですよ。ですから議会にも報告があって、少なくとも議会の了解を得てですね、我々の市の議会に持って行きますから、それで判断せざるを得ない問題ですから、安易に管理者がこう決めたからうんぬんと言ったら、管理者が吊し上げられます。うちの方の管理者は太田市長になりますけども議会に吊るし上げられますよ。責任を明確にしてもらってごみが出ているのだから責任を取るには当然、全部銚子市で負担して下さい。それが当たり前です。以上です。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 浅野議員の質問の趣旨は、銚子の場所にある不法投棄ごみだ



から銚子に全部持たせろということだと思えますけども、この事業はあくまで広域で、東総地区広域市町村圏事務組合でやっている仕事でありまして、候補地から全部、広域事務組合で選定をしてやった訳であります。最初に目視で見つからなかった部分、落ち度があるのかも判りませんが、全部この組合でやった仕事でありますので、その点をご理解をいただきたい。どこの市がどうのこうのという部分については、広域でやっている仕事ということを改めて認識をしていただきたいとそのように思っているものですのでよろしくお願いします。

○議長（岩井文男君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 今の答弁を聞いてがっかりしました。結局、建設に当たってですね、調査をしていますよね。調査の時には発見できなかったということでしょうけども、我々に言わせてもらえば、あえてその場所を避けて調査したんじゃないですか。あれだけの物が出ているということは、土地の持ち主も知らない訳ないし、増して、周辺の人も知らない訳ではない。その辺のところをある程度除いてですね、恐らくうちの市にもあるんですけどパトロールをメインとしている業務もありますよね。そういう方の通報が来るんじゃないですかね、市の方には。行っている行っていないにしても、その管理責任が銚子にある訳です。ですから今度の最終処分場の建設、あくまでも組合の仕事です。でも組合の業務の以前の問題だと、自分は言っているんですよ、明智管理者。ですから、その辺の考えが違うんですよ、先程の答弁と私の考えでは。そうやって来るとその辺の旭市の市民の皆さんもその辺を聞いたらがっかりすると思うんですよね。やっぱり良いは良い、悪いは悪い、是は是、非は非ということでやっぱり、やってもらわないとね。あくまでも旭市の最高責任者であって、うちの方では、太田市長が最高責任者であって、市民が信頼してついて行っている訳ですから、お人よしでは困るんですよね。自分は、自分自身だけの考えかも知れませんが、やはり責任は明確にしてもらって責任は取ってもらって、その上での建設ですよ。管理運営費も決めることが出来ないからでしょうよ。ちょっと今の管理者の答弁じゃ意外でしたし、がっかりしました。銚子市の市長どう思われますか。

○議長（岩井文男君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 明智管理者から答弁がありましたように、あくまで広域でやっている事業であり、組合を挙げて選定したものであり、すべて組合でやったものであるということの協議の中でこのような方向性を話し合ってきたというものでございます。

○議長（岩井文男君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 銚子市長に質問します。そうしますと銚子市には全く責任がないというような関連の答弁だと思いますが、そのようなお考えですか。議事録とっているよね。市長答えて下さい。

もう一点だけお願いします。この処理する負担をですね、管理者とまるっきり同じような考えで組合で持つべきだというようなお考えなのかどうか。

○議長（岩井文男君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 正副管理者の会議の中で様々な議論の中で、今、明智管理者が答えたような方向性というものを見出したということでもありますので、私の考え方も全く明智管理者と同じご意見であります。以上でございます。

（発言する者あり）

○副管理者（越川信一君） 負担割合についても明智市長と同じ考えでございます。以上でございます。

（発言する者あり）

○副管理者（越川信一君） 3市の責任だというふうに思っております。組合及び3市の中でそのような方向をとということでございますのでそういうふうに考えております。以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（岩井文男君） ほかに質疑ございませんか。

佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） ご苦労さまでございます。今いただいた資料、広域最終処分

場計画地域内の不法投棄ごみの処理について、と資料の2 ございますね。処理については、何時出したやつですかね。というのは、数量が違うのでその確認ですね。がれき類、今いただいた資料では、700立米と書いてある。資料2、860立米、農業用ビニール、これは今いただいた資料では600袋になっているけど、資料の2では460袋となっている。数量が大体2割位違っている訳ですよ。8,000万円位掛かるやつを930万位になんとかおっつけたと、努力していただいたのは、判ります。ただやはり、管理者と同時に議会がある訳ですから、ここで掘削土の運搬費を実績で精算する際にまとめて精算する予定と書いてあるんですけど、要は、予定外の事が起こった訳ですよ。ごみがあると思っていなかったのに出てきちゃった。それについて新しくお金が掛かる訳ですよ。8,000万掛かるのを930万に何とか抑えたと。掘削土の運搬費で、実績で精算する際にまとめて精算する予定と書いてあるんですけども、工事項目が違う訳だよ、決算だから。掘削費にお金が減ったのであれば、それは減ったで精算すれば良いし。新しい項目が出て来たんだから、新しい項目を立てて、これにお金が掛かりましたと、そういうふうにするのが決算だと思いませんか。だから、新しい突発的、これからまだある訳で、特に私、最終処分場では、若干心配している所があるんで、これから何が起こるか判らない、起きて欲しくないけど、何か出て来た時にすぐにこういう物が出ましたよと、処分にお金が掛かりますよと、それはやはり組合だけでなくって議会に速やかに報告してもらいたい。他の工種と一緒に精算するというのは、通常しないでしょ。確かにごみが出てきてまずいということがあるかもしれないけど、それでは事実を隠すことになっちゃう。掘削費が安くなったらそれはそれで精算すれば良いし、新しいことが出来ちゃったんだから、それを新規に立てて、これにお金がいくら掛かりますよということを明確にして置くことは大事だと思いますよ。その責任はどうするかという話はまた別のくくり。少なくともこの数量、資料2の方が合っているんですかね。それと、先程来、荻谷議員からお話がありましたけど、31年4月15日から23日に運搬して、5月24日から6月6日に運搬して、みんな終わっているんだよね。約630万だと確かにおかしい話

だと思っただけ。そういう意味で新しく起きて出来た工事について、きちっといくらだと精算すると。それが大事だと思っただけですね。それとまず議会に報告する。その責任をどうするかは、また別の話ですね。その辺をはっきり。

それから判らないのは、銚子の処分場に1回860立米運んだ訳でしょ。埋まらなかったら旭に持って行くということでしょ。もう終わっているんでしょ、これ。

(発言する者あり)

日程的にもう終わっている話なのね。その辺をちょっと説明してもらいたい。

○議長(岩井文男君) この際、5分間休憩いたします。午後4時再開いたします。

午後3時54分 休 憩

---

午後4時02分 再 開

○議長(岩井文男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。引き続き質疑を行います。

佐久間議員に対する答弁を求めます。

宮内施設整備課長。

○施設整備課長(宮内雄治君) 先程のご質問に対してお答えいたします。資料のがれき類につきまして、約700立方メートルと書いてあるものですね。こちらが今回の資料で860立方メートルとなっておりますが、この700立方メートルは、まだ山になっている状態で、目測で算定したものです。それに対しまして今回報告させていただいております860立方メートルは、実際にダンプで運んだ数量になります。ダンプ1台当たりを換算し、数量を計算して860立方メートルということで今回の数量が正確な数量ということでございます。農業用ビニールのフレコンバッグの方も当初約600袋と言っていたのは、まだ袋に詰める前の、法面にビニールがある状態で、これ位になるのではないかと想定して見込んだ量でございます。これに対して今回の460袋というのは、旭市の仮置き場の方に運んだ数量ということで、これが実際の

実数ということになります。

続きまして、先程の事業費、掛かった費用の精算の仕方についてでございますが、こちらの方につきましては、検討させていただきたいと思います。今後も工事の進捗の中で発生しうることでございますので、その辺の進め方につきましては、組合の方で検討させていただきたいと思います。

最後、銚子の最終処分物を旭市の最終処分場に運ぶ件でございますけど、こちらは、もうがれきの運搬は済んでおりますので、銚子の焼却施設、清掃センターの方から出る焼却灰や不燃物残渣、それを今銚子の処分場に埋立処分しております。それが銚子の処分場が一杯になることで受け入れなくなった場合に旭市の最終処分場の方に運ばせていただきたいということで、その時の費用と見込んだものとなっております。以上です。

○議長（岩井文男君） 佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） 判りました。確認しますと、数量は、資料2の方が確かだと。

実際にもう終わっているから金額も確定している訳ですよ。正直な話ね。そうすると本来なら、当初予算11億でしたっけ、今回、最終的には36億だけど、1千万円以内だから出来れば、掘削土とか他と一緒に精算したいという気持ちがあるのかもしれないけど、本来なら補正を組んで、こうなりますよと、議会に出すのが筋だと思うんですよ。金額の大小じゃなくて。その辺は確かに後、一、二年で終わさなくてはならない、やらなければならないと、気持ちは判りますけど、その辺を省いちゃうと話がややこしくなっちゃって出来ればそうしていただきたい。具体的に言えば、令和元年度に発生して払わなければならないお金ですよ。今年度で出来れば精算しちゃうと。補正組むのが面倒くさいかもしれないけど、正直言って契約の時の詳細は、私なんか全然判っていない。大体、入札した時にこちらの設計と向こうの見積が全然噛み合っていないでしょ。だからどういった精算をするのか興味があるんですけど、その中で1千万円弱のお金はたいしたことないんじゃないかも知れないですけど、これだけ世間を騒がせちゃった話だから、少なくとも補正を組んで今年度中に掛かったお

金を精算すると。見えないかもしれない、11億の中で1千万という。だけどその位の気持ちがないと、やはりこうやって議会がつまずくんじゃないのかなという気がするんですがね。どうですか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 補正で議案を出すということになれば、やはり正副管理者で話し合っって良く検討して臨時議会でも10月の議会でも出す方向が良いのか、今やっているような部分でもいけるのか、慎重に検討して行きたいと思いますので、10月議会でなければ、あと臨時議会になりますので、その辺良く正副管理者で検討してみたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（岩井文男君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） 質疑なしと認めます。

---

## 日程第8 議案の上程

○議長（岩井文男君） 日程第8、議案の上程に入ります。管理者より送付を受けております議案等は、報告第1号及び議案第1号であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（岩井文男君） 配付漏れなしと認めます。日程第8、報告第1号及び議案第1号を一括上程し、議題といたします。職員より、議案等の朗読をいたします。

○書記（齊藤孝一） それでは、議案等の朗読をいたします。

報告第1号平成30年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算継続費繰越しについて

議案第1号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

以上でございます。

---

## 日程第9 提案理由の説明

○議長（岩井文男君） 日程第9、管理者から、提案理由の説明を求めます。

明智管理者。

○管理者（明智忠直君） それでは、挨拶を兼ねながら提案理由を申し述べたいと思います。本日ここに、令和元年8月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。

また、ただいま議長に就任されました、岩井議長には、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

新しい議長さんのもと、組合議会の益々のご発展を祈念申し上げる次第であります。

さて、本日の報告案件について、ご説明申し上げます。

報告第1号は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、広域最終処分場建設事業に係る継続費を繰り越したので、同項の規定により、継続費繰越計算書を調整し、これを議会に報告するものであります。

議案第1号は、令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、事務局から内容説明をいたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩井文男君） 管理者の提案理由の説明が終わりました。

---

## 日程第10 議案の補足説明及び議案質疑

○議長（岩井文男君） 日程第10、議案の補足説明及び議案質疑を行います。あらかじめ申し添えますが、質疑回数は、再々質問までとなっております。質疑については、

議案の範囲内とし、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。

報告第1号の補足説明を求めます。

樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、報告第1号、平成30年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算継続費繰越しについて、補足してご説明いたします。

平成30年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算継続費繰越し計算書をご覧ください。

第1款衛生費第1項清掃費の、広域最終処分場建設事業につきましては、平成30年度予算におきまして、平成30年度から令和2年度までの3か年の継続費として、総額を38億7,523万7千円と定めまして、また、平成30年度補正予算におきまして、総額を36億936万円に変更したのですが、今回は、平成30年度の年割額の6,990万4千円のうち4,128万6千円を翌年度に通次繰り越ししましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものです。

これは、工事の着手に係る準備に時間を要したことによりまして、計画よりも出来高が少なくなったために、残高を繰越したものです。

報告第1号の説明は、以上でございます。

○議長（岩井文男君） 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。

質疑ありませんか。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 今、遅れたということですけど、遅れた原因をちゃんと言わなければだめだと思いますよね。これをちゃんと明確にして下さい。それから先程、明智管理者からもあったように今回、実際議会があつて継続費があるんだから本来だったら佐久間議員が言ったように補正を出して明確にした方が良いのにやらなかったということが問題なんですよ。やっぱりそこは、議会運営員会が出来たことですから、きちっと順序を踏んでそこをやっていただきたいと思いますけれども、あんまりに引



っ張るのは良くない、物事を。そこを明確にさせていただきたいと思います。

それと遅れた要因の中で逡次繰越の費用に係る部分で皆さんに怪文書が行っていると思うんですよ。変な文書行きませんでした。水処理に関するシステムがどういうふうになったのかと。私も元来、ずっと一般質問等でも申し上げたようにシステムがまだ決まっていない。それを提案型で一括で発注を掛けてあるんですよ。水質に対しては基準が高いから予算が掛かるからもっと下げた方が良くないかと、私は提案していたんだけど、なんか知らないけど、コンサルと業者がどう結託しているか判らないけどそのまま進んでいるという訳ですよ。

逡次繰越になるというのは認めない訳ではありません。議案に対しては、反対しません。はっきり言っておきます。しかしながら、そういうシステムがどうなったかという項目も議案に併せて本来なら報告をすべきことなんですよ。その点どうなっているかを明確にして下さい。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 工事が遅れた原因につきましては、工事着手に掛かる準備に時間を要したということで、これについては、例えば現場の工事事務所、あるいは道路の仮設工事等についての工事、許可申請等に時間を要したということで遅れたというふうに聞いております。

次に補正対応につきましては、先程、管理者がお答えしたとおり、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 宮内施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 脱塩を含めました水処理方式についてなんですけども、水処理の方式については、平成29年度に実施しました実施設計におきまして機器の特徴や能力、建設費、維持管理費を含めまして基本的な方式を決めまして、それを今回の建設工事の仕様書の中で水処理施設の条件ということで定めております。建設工事の事業者のJVの方から6月の中旬に水処理施設を建設するメーカーが決まったということで報告を受けておまして、今、水処理メーカーと設計を始めたところでご

ざいます。その水処理の基本行程等が出て来た際には、改めて報告させていただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） まず、遅れた原因要因には、不法投棄が出たという問題にあるんじゃないですか。それが1点目。

2点目、脱塩装置、どこのメーカーに決まったの。メーカーを明確に教えて下さいよ。報告義務があるはずだよ。何で議会に報告しないのかね。私は、そこが不安でしょうがない。ただ金額だけで、丸投げで、お任せです、というのではだめですよ。どういう状態にあるか常に報告義務、議会が開けなければ、文書で各議員に送るって、散々前から言っているじゃないですか。何でそういう作業が遅れたのですか。そういう作業をやるのは必要だと思いますよ。議長を推してお願いした上でその答弁をお願いします。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 不法投棄による工事等の遅れについてのご質問ですが、これにつきましては、不法投棄の処理等と並行して工事の方を実施していたことから、それに伴う工事の遅れはありませんでした。

それから水処理の滲出処理施設の整備の請負業者につきましては、久保田環境サービス株式会社に決定しております。以上です。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 報告について答弁ないです。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 失礼しました。今後の報告につきましては、出来るだけ早く随時、文書等によって報告したいと思います。以上です。

議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 報告が一番肝心だということが、今日の臨時議会でも、それから今後の議会でもあることなんですよ。改めて、管理者申し訳ないんですけど、管理

者と副管理者は、FAXで目を通せば良いでしょうから、通した上で各議員には常に何かあった場合は、言い方が悪いけど月報位は、今どういう状況です、ということを送ってもらわないと、議会のない状態で、まあ一々問い合わせすれば判るだろうけど、各議員が知る権利もあるし、そのための広域議会ですから月報位は状況で送ってもらえるよう、管理者、議長、執行部を推して対応していただければと、最後1点お願いします。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 3市挙げての大事業でありますので、随時、進捗状況については報告しながら検討も加えてもらう、そういったシステムをきちっとして行かなければと、私も思っておりますので施設整備課、総務課、全体としてやはり議会に、今回は議会運営委員会も出来たことでありますので議会運営委員長や議長に連絡をしながら月例報告会みたいな形でやって行きたいとその様に思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（岩井文男君） 私からも報告について速やかに明確に伝達するようよろしくお願ひします。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） 質疑なしと認めます。

次に議案第1号の補足説明を求めます。樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 議案第1号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足してご説明いたします。

この協議は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散されるため、同組合を組織する団体数の減少等に伴う規約改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

新旧対照表をご覧ください。下の段が改正前、上の段が改正後となっております。今回の改正は、別表のみの改正であり、別表第1の組合を組織する団体及び別表第2の各種共同処理する団体から、香取市東庄町病院組合について、削除するものです。なお、別表第2の共同処理をする事務のうち、第1号は常勤職員に対する退職手当の支給、第3号は議会の議員等の公務災害補償、第11号は公平委員会についての事務です。また、附則においては、本規約の施行期日を、令和元年9月1日とするものです。議案第1号の説明は、以上でございます。

○議長（岩井文男君） 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

---

#### 日程第11 討論、採決

○議長（岩井文男君） 日程第11、討論、採決を行います。討論の事前通告はありませんでした。これより、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） ご異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第1号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（岩井文男君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 閉会

○議長（岩井文男君） 以上を持ちまして、本日の議事日程は、すべて議了いたしました。これにて、令和元年8月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でございました。

午後4時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 岩井 文男

議員 鎌倉 金

議員 浅野 勝義